第32表 一般保護事件の終局総人員のうち試験観察を経た人員 一試験観察の種類別終局決定別—全家庭裁判所

					試	験	観	察 の	種	類
				ľ	総	法	法	25 条	2	項
						25	1	2	3	号 4)
終	局		決	定		条			補	身
									導	柄
						1			Ø	付
					数	項 1)	号 2)	号 3)	み	き
総				数	1 042	92	620	13	113	204
検	察官	^	、  送	致	3	-	2	-	1	-
刑	事	処 :	分 相	当	1	-	1	-	-	-
年	齡		超	過	2	-	1	-	1	-
保	護		処	分	895	77	550	10	81	177
保	護		観	察	777	65	481	10	76	145
児童自	自立支援施設	及又は児	童養護施設	へ送致	4	2	2	-	-	-
少	年	院	へ 送	致	114	10	67	-	5	32
第		1		種	110	9	66	-	5	30
第		2		種	1	-	-	-	-	1
第		3		種	3	1	1	-	-	1
知事	又は児童	植相 談	所長へ	送 致	10	-	8	-	-	2
強				制	-	-	-	-	-	-
非		強		制	10	-	8	-	-	2
不		処		分	126	14	55	3	31	23
保	護	的	措	置	84	10	32	2	31	9
別	件	保	護	中	40	4	22	1	-	13
非	行		な	L	-	-	-	-	-	-
所	在	不	明	等	2	-	1	-	-	1
そ		の		他	-	-	-	-	-	-
審	判	不	開	始	8	1	5	-	-	2
保	護	的	措	置	-	-	-	-	-	-
別	件	保	護	中	-	-	-	-	-	-
事	案		軽	微	-	-	-	-	-	-
非	行		な	L	-	-	-	-	-	-
所	在	不	明	等	8	1	5	-	-	2
そ		の		他	-	-	-	-	-	-

<sup>1), 2), 3), 4)</sup> 第30表脚注参照